

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会の会議（以下単に「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の基準)

第2条 会議は、次の各号のいずれかに該当する事項の審議、審査、調査等（以下「審議等」という。）を行うときは非公開とし、それ以外の事項の審議等を行うときは公開するものとする。

- (1) 鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例（平成13年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号）第7条各号に掲げる非公開情報に該当すると認められる事項について、審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

(傍聴者の制限)

第3条 委員長は、会議の円滑な運営並びに会議の出席者及び傍聴者の安全を確保するため、必要に応じ傍聴者を制限することができるものとする。

(傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は、10人程度とする。

- 2 委員長は、会議場の広さ、新型コロナウイルス感染症対策等を考慮し、定員を変更することができるものとする。

(傍聴の手続)

第5条 傍聴の受付は、会議の開会40分前から同15分前までの間に行うものとし、傍聴希望者は、傍聴者受付簿（別記様式）に自己の住所、氏名等を記入し、所定の場所待機するものとする。

- 2 会議の開会15分前における傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定するものとする。
- 3 傍聴の受付を締め切った後、傍聴者が定員に達していない場合は、会議が開会するまでの間、定員に達するまで受付順で傍聴者を決定するものとする。
- 4 会議の開会後は、傍聴の受付は行わない。

(報道関係者の取扱い)

第6条 報道関係者については、委員長が認める範囲内において、前条に規定する手続を経ることなしに、会議を傍聴することができる。この場合において、当該報道関係者は、第10条の許可を受けているものとみなす。

(傍聴の禁止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 刃物その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、びら、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を所持している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴者に迷惑をかけるおそれがあると認められる者

(立入りの制限)

第8条 傍聴者は、指定された傍聴席以外の場所に立ち入ることができない。ただし、あらかじめ議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛にし、私語、談笑、拍手等をしないこと。
- (3) 飲食をしないこと。
- (4) 喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第10条 傍聴者は、会場において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(会議を非公開とする場合の措置)

第11条 傍聴者は、委員長により会議を非公開とする旨宣言があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

- 第12条 委員長は、傍聴者が、この要領に違反したと認められるときは、注意を促し、なお改めないときは、退場を命ずることができる。
- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日の会議を再び傍聴することができない。

(規定外事項)

第13条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月25日から施行する。

別記様式（第5条関係）

第 回鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会

傍聴者受付簿

令和 年 月 日開催

受付番号	住所	氏名	備考